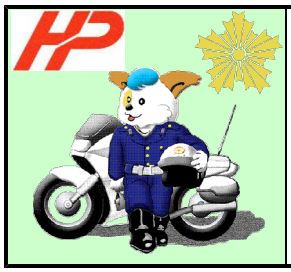

深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和６年２月１６日
深　川　警　察　署
交　　通　　課
Ｒ６年　第９号

違法駐車はやめましょう！

違法駐車になる場所をしっかり理解しましょう！

◇駐車も停車も禁止されている場所◇

■『駐停車禁止』の標識や標示のある場所
■標識や標示がなくても駐停車が禁止されている場所
- 交差点とその端から5m以内の場所
- 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5m以内の場所
- 道路の曲がり角から5m以内の場所
- 踏切とその端から前後10m以内の場所
- トンネル　　・軌道敷内　　・坂の頂上付近　　・こう配の急な坂
- 安全地帯の左側とその前後10m以内の場所
- バス、路面電車の停留所の標示板（標示柱）から10m以内の場所　※運行時間中に限る

◇駐車が禁止されている場所◇

■『駐車禁止』の標識や標示のある場所
■標識や標示がなくても駐車が禁止されている場所
- 駐車場、車庫などの自動車専用の出入口から3m以内の場所
- 道路工事の区域の端から5m以内の場所
- 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や、消防用防火水そうの取り入れ口から5m以内の場所
- 消防用機械具の置場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5m以内の場所
- 火災報知器から1m以内の場所
- 駐車すると車の右側の道路上に3.5m以上の余地（距離）がなくなる場所

※標識によって余地が指定されている場所では、その余地がとれなければ駐車できません

×長時間駐車・車庫代わり使用もだめ！×

★駐車禁止の場所でなくても、同一の場所に引き続き12時間以上（夜間は8時間以上）駐車したり、自動車を保管する場所として道路を使用する行為（車庫代わり使用）も違法駐車となります。

違法駐車は、緊急車両の通行の妨げになったり、冬期間は除排雪作業の妨げになります。

危険！迷惑！絶対にやめましょう！